

離婚届をされた方へ

本日は大変お疲れ様でした。

どの手続きの際にも「本人確認書類」を必ず持参するようお願いいたします。
また、ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

藤岡市役所 本庁 0274-22-1211 (代) 〒375-8601 藤岡市中栗須327番地
鬼石総合支所 0274-52-3111 (代) 〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1

◎藤岡市役所の開庁時間は『平日午前8時30分から午後5時15分まで』となっています。

◎毎週水曜日に、本庁舎1階フロア「市民課・保険年金課・納税相談課・税務課」は『午後8時まで』、
鬼石総合支所「鬼石振興課 鬼石住民係」は『午後7時まで』夜間窓口を実施しています。

※手続きによっては夜間窓口で受付できないものもありますので、事前に担当課へご確認ください。

※戸籍ができるまでに離婚届を藤岡市に提出した日から1~2週間程度かかります。

対象者	担当課	『手続き名』・手続きに必要なもの
子どもを同じ戸籍 にしたい方	本庁舎1階 (③番窓口) 市民課 市民窓口係 直通40-2256	☆『入籍届』 裏面に案内があります。
住基カードまたは マイナンバー カード をお持ちの方		☆『券面記載事項変更届』 ◎住基カードまたはマイナンバーカード、暗証番号 ※写真付きでない住基カードの方は、手続き不要です。 ※専用端末の稼働時間が限られていますので、 午前9時から午後4時30分の間に必ずお越しください。
配偶者の扶養 から外れた方	本庁舎1階 (⑤・⑥番窓口) 保険年金課 国保係 直通40-2822 医療年金係 直通40-2259	『国民健康保険加入』『国民年金(1号)加入』 『離婚時の年金分割制度』 担当：保険年金課へご相談ください。
母子・父子家庭 になる方		『福祉医療の申請』 担当：医療年金係へご相談ください。
特別児童扶養手当 の受給者が変わる方	保健センター1階 子ども課 子ども家庭支援係 直通40-2286	『児童扶養手当の申請』 担当：子ども家庭支援係へご相談ください。
児童手当 の受給者が変わる方		『特別児童扶養手当の受給者変更手続き』 担当：子ども家庭支援係へご相談ください。
保育所・幼稚園・認定こども園 を利用している方	児童福祉係 直通40-2385	『児童手当消滅届及び新規申請』 担当：子ども家庭支援係へご相談ください。
障害者手帳 (身体・知的・精神) 児童扶養手当 特別児童扶養手当 を受給されている方		『教育・保育給付認定変更届出書』 担当：児童福祉係へご相談ください。
上・下水道 の使用名義人が変わる方	福祉会館1階 福祉課 障害福祉係 直通40-2384	☆『住所変更』・『氏の変更』など ◎障害者手帳 ◎マイナンバーカード
犬 の所有者が変わる方	東庁舎1階 経営課 料金担当 直通22-1951	☆『住所変更』・『氏の変更』など ◎障害者手帳 ◎マイナンバーカード
市営住宅 にお住まいの方	本庁舎1階 環境課 生活保全係 直通40-2264	☆『犬の所有者変更届』 ※新しい所有者が窓口へお越しください。
市税等の納付で 口座振替を利用 されていた方	中庁舎1階 建築課 住宅係 直通40-2326	☆『各種届・申請等』 担当：住宅係へご相談ください。
	本庁舎1階 (⑦番窓口) 納税相談課 管理係 直通40-2830	『口座名義人にご注意ください』 ご自分の名義の口座から、離婚相手の市税等が 意思に反して引き落とされてしまったといった ことがない様にご確認ください。廃止や変更には、 申請が必要です。

☆の付いた手続きは鬼石総合支所鬼石振興課 鬼石住民係でも行えます。

お子さまを同じ戸籍にするために

離婚をしても、お子さまの戸籍に何も変動はありません。

父（母）の戸籍に入っている子を母（父）の戸籍に入れるには、家庭裁判所の許可が必要になります。

（父母の離婚後の氏が同じであっても許可が必要です）

◎許可の申請手続きに必要なもの

- 1 申請用紙（裁判所でもらえます）
- 2 離婚後の親権者の戸籍謄本
- 3 離婚後の子の戸籍謄本
- 4 収入印紙（お子さま1人につき） 800円
- 5 郵便切手 84円

2～5をそろえてお子さまの住所を管轄する家庭裁判所に申請してください。

※詳しくは家庭裁判所にお問い合わせください。

高崎家庭裁判所 TEL 027-322-3541

家庭裁判所の許可が出たら

裁判所から許可の通知が届いても、市区町村役場に届出をしなければお子さまと同じ戸籍にはなりません。住所地または本籍地の市区町村役場で入籍届の手続きをしてください。

◎入籍届に必要なもの

- 1 氏の変更許可書（裁判所から郵送されたもの）
 - 2 届出人の印鑑（届出人1人につき）
- ※お子さまが15歳以上の場合はお子さまが届出人になるので、本人の署名が必要となります。
- 3 親権者の戸籍謄本
- ※親権者の本籍地に届け出る場合は不要です。
- 4 お子さまの戸籍謄本
- ※お子さまの本籍地に届け出る場合は不要です。
- 5 マイナンバーカード（お持ちの方で、氏が変わる方のみ）

1～5をそろえて市区町村役場で入籍届の手続きをしてください。

※ご不明な点については、市民課までお問い合わせください。

藤岡市役所 市民課 TEL 0274-40-2256（直通）